平成２４年（フ）第６８号
千葉県山武郡大網白里町細草1435番地１
債務者　風間チヤ子
１　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１６５号
相模原市中央区相模原４丁目９番４号ライオンズマンション208
債務者　菊地　忠志
１　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１６６号
相模原市南区相模台７丁目20番24号　中原コーポＡ101
債務者　長谷川美恵子
１　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１６９号
相模原市緑区大島3015番地７　エスペランサ102
債務者　山口　直江
１　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１７０号
相模原市中央区千代田１丁目３番７号　グリーンハイム201
債務者　飯野　清孝
１　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１８２号
相模原市緑区大島2873番地１　ハイムロゼ102号
債務者　山口　旗子
１　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１８４号
相模原市南区相南１丁目24番４―1004号
債務者　竹中　ツネ
１　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１８５号
相模原市南区相南１丁目24番４―1004号
債務者　竹中　秀紀
１　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２５６号
堺市南区晴美台２丁24番25号
債務者　栗栖　政輝
１　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３４８号
堺市西区浜寺諏訪森町西３丁273番地５
債務者　佐久間あすか
１　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４００号
大阪府柏原市法善寺３丁目557番地の１　広光ハイツ302号、従前の住所大阪府柏原市玉手町23番５―401号
債務者　玉田　隆慶
１　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４１１号
大阪府柏原市今町２丁目７番４号
債務者　山本　正広
１　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４１９号
大阪府松原市東新町２丁目154番地の12
債務者　藤田　明生
１　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４７０号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149―１―905号
債務者　中西清こと　李　　淳保
１　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
山口県宇部市南浜町１丁目５番８―205号
債務者　浜野　哲夫
１　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第７２号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2898番地１　シェルルメゾン106号
債務者　山本　伸一
１　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２１７号
神奈川県秦野市尾尻921番地
債務者　佐々木　緑
１　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部